

アパマン問題に関する共同声明

2025年12月15日
スルガ銀行不正融資被害弁護団
(略称: SI被害弁護団)
スルガ銀行株式会社

アパマン問題について、SI被害弁護団は、2022年2月に民事調停の申立てを行い、以降、これまでSI被害弁護団とスルガ銀行は真摯に協議を重ねてまいりました。この度、裁判所から最終的な調停勧告がなされたことを踏まえ、両者の共同声明を以下のとおり公表いたします。

記

まず、調停勧告をお示しいただいた裁判所および調停委員会の皆さんに感謝申し上げます。SI被害弁護団とスルガ銀行はいずれも今回の司法のご見解を重く受け止めており、本調停勧告に沿ってアパマン問題の一日でも早い解決を図ってまいりたいと考えております。

最終的な解決には申立人の皆様それぞれのご判断が必要ですが、SI被害弁護団は、この勧告に沿って紛争解決を図ることが最善であると考えております。

また、同時に、スルガ銀行は、個々の申立人のご負担やご不安の軽減が紛争解決に向けて必須であると認識しており、これまで公表している個別解決施策等の柔軟な適用を行い、今後も、通常の日常生活を営むことにも困窮するような取立ては行わないことを改めて表明します。

今後、両者は協力して、申立人の皆様それぞれのご事情に寄り添い、適切な返済プランをご提案する取組み等を通じ、アパマン問題の解決を進めてまいります。

以上